

財務省第10入札等監視委員会 令和7年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和7年10月10日（金） 広島合同庁舎1号館会議室	
委員	委員長 中川 隆喜（アイル監査法人 公認会計士） 委員 三崎 和也（三崎法律事務所 弁護士） 委員 山根 明子（広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授）	
審議対象期間	令和7年4月1日（火）～ 令和7年6月30日（月）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：(R7)合同宿舎（下関地区）各所修繕工事（単価契約） 契約相手方：日野原建設有限会社 （法人番号6250002010586） 契約金額：@613,580円ほか 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：中国財務局
		契約件名：岡山東税務署三軒屋宿舎排水設備改修工事 契約相手方：株式会社馬場工務店 （法人番号9260001022050） 契約金額：23,430,000円 契約締結日：令和7年6月25日 担当部局：広島国税局
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：国有財産測量等業務 契約相手方：一般社団法人あさひ公共嘱託登記土地家屋調査士協会 （法人番号1240005003361） 契約金額：@8,800円ほか 契約締結日：令和7年4月24日 担当部局：中国財務局
		契約件名：エレベータ設備保守点検業務（第1グループ） 契約相手方：ジャパンエレベーターサービス中四国株式会社 （法人番号7240001059534） 契約金額：1,034,748円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：広島国税局
随意契約（物品役務等）	一件	—
応札（応募）業者数1者関連	1件	※(R7)合同宿舎（下関地区）各所修繕工事（単価契約）に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	回答	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	次葉のとおり	
	次葉のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
【案件１】 契約件名：(R7)合同宿舍（下関地区）各所修繕工事 （単価契約） ・ 落札率が高い理由 ・ １者応札の理由 ・ 広範囲な修繕項目の一括契約は一般的か ・ 入札公告から受付終了まで約２週間としているが、これは通常の期間か ・ 作業指示から完了までの期間について、仕様書の見直しを検討したことはあるか	業者に確認したところ、近年、資材価格や人件費等の高騰が継続しており、受注後も予定した金額で調達できない可能性があることに加え、発注予定数量が少なく大量購入による値下げが見込めないことも価格が高止まりする理由とのこと。 公告後、多数の地元業者に入札参加を要請したが、人手が確保できない、他の大規模案件を手がけているので対応できない、前回の落札結果では採算が見込めない等の意見が聞かれた。 本件は、点在する宿舍の散発的な修繕を行うもので、職人が不足する地域では、応札者が少ない傾向にあると思われる。 発注数量が多ければ工種（建築・電気・機械）で分けても業者の利益が見込めると考えられるが、本件は発注予定数量が少ないため、一括で契約している。 営業日ベースで10日間以上を確保しており、例年と同様のスケジュールで実施している。 修繕箇所等を調査したうえで工事期間を確保しており、本件の修繕の性質からも期間を延ばすことを検討したことはない。
【案件２】 契約件名：岡山東税務署三軒屋宿舍排水設備改修工事 ・ 落札率が低い理由 ・ 低落調査の方法 ・ 予定価格の積算方法 ・ 業者への入札参加への声掛け状況	本案件は、落札者が地元の業者であり、地理的要因から有利であることに加え、これまでも当該宿舍の改修や修繕工事を行った実績から、宿舍の実情を十分に把握しており、効率的・迅速に履行できると判断したため、他の業者よりも低い金額で応札できたと推察している。 なお、本案件は、入札金額が調査基準額を下回ったため低落調査を実施し、契約内容に適合した履行が可能と判断している。 業者が提出した会社概況、工事履歴書、法人税確定申告書（写）等の様々な資料を基に、契約内容に適合した履行が可能か審査した。 直接工事費については、設計業者が見積した金額を参考にして、公表されている各種価格資料により単価を設定し、実勢率を乗じて計算している。 諸経費については、公共建築工事積算基準により算出している。 ６者へ入札参加の声掛けを行っており、その内３者が入札に参加した。落札者は声掛けを行った者である。 声掛けに応じなかった業者からは、他の工事で

意 見 ・ 質 問	回 答
【案件３】 契約件名：国有財産測量等業務 ・落札率が低い理由 ・応札者が少ない理由 ・応札した２者が安価にできる理由 ・中国５県を対象にすると、受注できる業者が少ないのでは 【案件４】 契約件名：エレベータ設備保守点検業務（第１グループ） ・落札率が低い理由 ・過去の落札状況 ・仕様書を変更したことで適切な保守業務の履行が可能なのか 【総評】 （案件１） 仕様書の見直しによって競争性を確保することができないか、検討されたい。 （案件２） 競争原理は働いている。引き続き、業者への声かけや、工期の長めの設定等に配慮し、競争性が確保できるよう工夫していただきたい。 （案件３） 引き続き、競争性が確保できるよう工夫していただきたい。 （案件４） 過去の委員会の結果を踏まえて仕様書の見直しを行った結果、競争性の働いた案件となった。 引き続き、競争性が働くよう、仕様書の見直しをお願いしたい。	手一杯である等の回答があった。 これまでの入札において、参加者間の価格競争が続いており、落札率が低くなっていると考えられる。 不参加の業者にその理由を確認したところ、過去の落札価格では採算が見込めないとのこと。 いずれも公共嘱託の受注を目的とした協会で、一般の事業者よりも安価になる傾向がある。 本件では、複数事業者で構成するグループによる参加を認めている。 ・落札業者がエレベータの製造メーカー以外の業者となり、価格設定が保守業務に特化したものとなったことから、落札率が低くなった。 ・令和３年から令和６年まで製造メーカーの１者応札となっている。 ・仕様書の見直しを行った結果、製造メーカー独自の機能が設定されていることが判明した。 この独自機能を除くことで問題が発生するかどうかの検討したところ、他の機能で問題ないとの結論に達し、適切な業務の履行が可能であると判断した。